

福生市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の施行に関し、法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び省令の例による。

(認定の申請に係る添付書類)

第3条 省令第1条の2第1項に規定する市長が必要と認める書類は、法第91条のマンション管理適正化推進センターが作成する法第5条の4各号（第4号を除く。）に掲げる基準に適合していることを証する書類とする。

(認定の申請の取下げ)

第4条 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請又は法第5条の7第1項の規定による変更の申請（以下「申請」という。）をした者は、市長が法第5条の4に規定する認定（法第5条の6第2項又は法第5条の7第2項において準用する場合を含む。）をする前に申請を取り下げようとするときは、取下届（別記様式第1号）により市長に届け出なければならない。

(不認定通知)

第5条 市長は、申請に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同条に規定する認定をしないものとし、その旨を不認定通知書（別記様式第2号）により申請をした者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第6条 法第5条の8の規定による報告の求めは、管理の状況に係る報告依頼書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 法第5条の8の規定による報告を求められた認定管理者等は、管理の状況に係る報告書（別記様式第4号）により報告を行うものとする。

（改善命令）

第7条 法第5条の9の規定による命令は、措置命令書（別記様式第5号）により行うものとする。

（認定管理計画に基づく管理の取りやめ）

第8条 法第5条の10第1項第2号に規定する申出をしようとする認定管理者等は、取りやめ届（別記様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（認定の取消しの通知）

第9条 法第5条の10第2項の規定による通知は、認定取消通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

福生市長 宛て

申請者 氏 名

住 所

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

取 下 届

福生市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第4条の規定に基づき、次のとおり申請の取下げを届け出ます。

管理計画の（認定・更新・変更） 申 請 年 月 日	年 月 日
申請に係るマンションの名称	
申請に係るマンションの所在地	
取 下 げ の 理 由	

第 号
年 月 日

様

福生市長

図

不 認 定 通 知 書

次の申請について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4（同法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定をしないこととしたので、福生市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第5条の規定により通知します。

管理計画の（認定・更新・変更） 申 請 年 月 日	年 月 日
申請に係るマンションの名称	
申請に係るマンションの所在地	
不 認 定 の 理 由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福生市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福生市を被告として（訴訟において福生市を代表する者は福生市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

福生市長

印

管理の状況に係る報告依頼書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定により、次のとおり管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求めます。

1 マンション管理計画の認定年月日及び認定コード

(1) 認定年月日 年 月 日

(2) 認定コード

2 認定に係るマンションの名称

3 認定に係るマンションの所在地

4 報告を求める事項（管理の状況に係る報告書により報告をしてください。）

5 報告の期限

福生市長 宛て

申請者 氏 名

住 所

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

管理の状況に係る報告書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定に基づき、管理計画認定マンションの管理の状況について、次のとおり報告します。

マンション管理計画 の 認 定 年 月 日	年 月 日
マンション管理計画 の 認 定 コ ー ド	
報 告 に 係 る マ ン シ ョ ン の 名 称	
報 告 に 係 る マ ン シ ョ ン の 所 在 地	
報 告 事 項	

※ 報告事項は、上記欄への記載に代えて、任意様式の報告書を添付いただいても構いません。

※ 報告内容を確認するための書類がある場合には、その書類を添付してください。

第 号
年 月 日

様

福生市長

図

措 置 命 令 書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定に基づき、次のとおり改善に必要な措置を命じます。

マンション管理計画 の 認 定 年 月 日	年 月 日
マンション管理計画 の 認 定 コ ー ド	
マンションの名称	
マンションの所在地	
命令に係る措置の内容	
措 置 の 期 限	
措置を命ずる理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福生市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福生市を被告として（訴訟において福生市を代表する者は福生市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

福生市長 宛て

申請者 氏 名

住 所

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

取 り や め 届

認定を受けた管理計画に基づくマンションの管理を取りやめたいので、福生市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第8条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

マンション管理計画 の 認 定 年 月 日	年 月 日
マンション管理計画 の 認 定 コ ー ド	
届 け 出 に 係 る マ ン シ ョ ン の 名 称	
届 け 出 に 係 る マ ン シ ョ ン の 所 在 地	
取 り や め の 理 由	

第 号
年 月 日

様

福生市長

回

認 定 取 消 通 知 書

次の管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定に基づき管理計画の認定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

マンション管理計画 の 認 定 年 月 日	年 月 日
マンション管理計画 の 認 定 コ ー ド	
マンションの名称	
マンションの所在地	
取 消 し の 理 由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福生市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福生市を被告として（訴訟において福生市を代表する者は福生市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。